

令和8年9月

特別区長会事務局
特別区議会議長会事務局
特別区人事・厚生事務組合
公益財団法人特別区協議会
東京二十三区清掃一部事務組合
特別区競馬組合

巻頭特集

次の世代につなげる
～23区の推しごと～

第4回 足立区

子どもの未来へつなげる「おいしい給食」

子どもの頃からの望ましい食習慣の定着から全ての世代の健康増進へ

かつては治安のイメージで語られることもあった足立区ですが、今、足立区と言えば「おいしい給食」があると、胸を張る区民は少なくないでしょう。近藤やよい区長自らが旗振り役となつて、平成19年から取り組んできたこの事業は、今や足立区の看板施策。大手コンビニとのコラボ商品開発に加え、令和6年には、レシピ本刊行や給食メニューを再現したミールキット販売を立て続けに発表し、映画『おいしい給食』とのタイアップでも話題となりました。この事業の歩みや特徴、そして事業を通じて思い描く足立区の未来像を紹介します。

給食に関わるすべての人へ、感謝する気持ちを育みたい

区長の疑問からスタートした

「おいしい給食」

足立区が推進する「おいしい給食」とは、子どもたちの好物を揃えたり、贅沢なメニューを提供したりというものではありません。楽しく、おいしい給食を提供しながら、給食に関わる全ての人への感謝の気持ちを育み、基礎的な栄養知識を学ぶこと。それを「おいしい給食」と定義しています。

この取組のきっかけは、近藤区長が都議時代に感じた疑問でした。東京都の生ゴミの多くが学校給食から出ているのはなぜなのか。そしてもうひとつ、同じ公立学校なのに転校したら給食を食べなくなるという声があるのはなぜ

なのか。

そこで、区長就任後まもなく取り組んだのが「おいしい給食事業」です。「この学校でも栄養バランスのとれたおいしい給食を提供しよう」との思いから、まず着手したのが残菜（食べ残し）を減らすことでした。

食べれば栄養、残せばゴミに
残さず食べてもらうための
知恵と工夫

それまで給食の残菜量を客観的かつ統一的な基準で計った例はなく、各学校に配置されている栄養士からは当初、反発も大きかったといえます。というのも、足立区では既に十分おいしい給食を提供しており、子ども時代に

給食を食べていた人たちも、「おいしかった」と口を揃えていたからです。

しかし、残菜量を正確に把握することとは、「おいしい給食」を実現するための第一歩。汁物は除外するなど、全校統一の基準を設けて計測を開始した結果、小中学校平均で平成20年度には381トンだった残菜量が、令和7年度には113トンと、約7割も減少。数値的にも効果を確かめることができました。

そこには、「子どもたちのために」協力を惜しまなかった、給食に関わるさまざまな人の努力がありました。例えば、各校に原則1人配置されている栄養士は、クラスを巡回して子どもたちの声を聞きながら、学校独自の



訪問当日のメニューは、ソースカツ丼（左）、野菜のわさびあえ（中央）、ゆば入り味噌汁（右）に牛乳。カツ丼のソースは濃厚なのにさっぱり、ほどよいわさびの辛みとの相性も良く食が進みます



弥生小学校6年生クラス
給食風景レポート

オリジナルの献立を作ります。

調理師はよりおいしく食べてもらえるよう、食材の切り方ひとつとっても工夫しながら調理します。

各クラスの担任の先生は、給食の時間になれば三角巾にエプロンを付けて、子どもたちといっしょに配膳。小食の子には「全部食べられる？」と声

がけして減らしたり、残っているメ

ニューがあれば「これ食べたい人ー？」と呼びかけたり、残菜を減らす取組にも積極的です。

農家さんは収穫体験にも快く協力してくださり、「残すのはもったいない」という気持ちを子どもたちが自然に持つよう、導いてくれています。

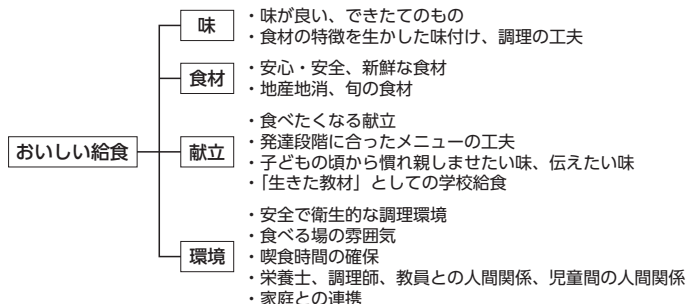
こうして給食に関わるさまざまな人

が、自分たちのために尽力してくれている。その存在を知ること、顔を合わせ触れ合うことで、感謝の気持ちを育んでほしいという願いが、残菜量の減少にも表われていると感じています。

「おいしい給食」を推進、活性化するためのさまざまな取組

給食の質を維持し、おいしい給食を提供し続けるために

足立区では、「おいしい給食」推進にあたって4つの柱を設定しています（下図）。



東京23区で地場産野菜を使える区は限

られているので、これは足立区の強みと言って良いでしょう。また、カツオ

ブシや昆布、鶏ガラなどから毎朝丁寧に取った天然だしで、素材本来のおいしさを引き出す調理の工夫も足立区ならではの近藤区長曰く「絶対音感ならぬ絶対味覚を養いたい」。それも、「おいしい給食」の狙いです。「献立」には、伝統的な食文化や海外の料理を学べるメニューも加え、「環境」

を育てています。

月に一度、各校の栄養士が一堂に会する「おいしい給食検討会」も大きな特徴です。「メニューがマンネリ化している」「魚を食べない子どもがいる」などの悩みや困りごとを共有し、レシピやアイデアを交換、得たことを自分の学校に生かせるこの検討会は、「モチベーションの維持にもつながっている」と、栄養士からも高い評価を得ています。

ちなみに、東京都の基準では栄養士の配置は概ね2校に1人。したがって、足立区では不足する栄養士を区で独自に採用し、各校1人の配置を堅持しています。また、昨今の物価高騰にも補正予算を組んで増額するなど、食を取



担任の先生が必要に応じて声をかけて食事の様子を見守ります

おいしかった！
完食です！



カツ丼のソースが
おいしい！



モリモリ食べて
おかわりする子もたくさんいました



おいしい笑顔！



「いただきます」の前に、本日のメニューとおいしい調理の工夫などを、クラスのみんなに説明します

り巻く環境の変化にも柔軟に対応し、給食の質を落とさず、「おいしい給食」を提供する努力を続けています。

毎日の給食は「生きた食材」 給食を通じた食育の取組

「おいしい給食」とは、身体にも心にも味にもおいしい給食の提供だけでなく、とどまるものではありません。給食を「生きた教材」として捉え、食育につなげるさまざまな取組も含めて、丸ごと「おいしい給食」です。

区内の公立中学校の1年生は、友好

自治体の新潟県魚沼市での自然教室で、田植えや稲刈りを体験。収穫した新米は、「魚沼産コシヒカリ給食」として、小中学校のほか保育園でも供されます。小学校では、社会科見学で小松菜農家を訪れ、収穫を体験します。

年に2回、6月と1月の各1週間、小中学校で実施している「もりもり給食ウィーク」では、準備を早く行うことで、給食を食べる時間を5分増やし、教員や栄養士が食育の話題を伝えています。目の前の給食にちなんだ話題から、食への関心や作り手に対する感謝

の気持ちの醸成、残さず食べられるような給食時間の充実につながっています。

また、毎年夏休みの宿題として出される「給食メニューコンクール」は、区が出すテーマに沿ってオリジナルのメニューを考案、調理し、イラストや写真にして応募するというもの。入賞したメニューは給食に出されることもあり、モチベーションの向上や調理してくれる人への感謝につながるだけでなく、家庭にも食への関心が広まる機会となっています。

「おいしい給食」の成果を子どもから全世代へ

給食が楽しい、おいしい 子どもたちのうれしい反応

平成19年から取り組んできた「おいしい給食」の成果は、小中学校総残菜量の減少ばかりでなく、子どもたちへのアンケートの結果にも表われています。令和7年に小学6年生、中学2年生を対象として実施した「おいしい給食アンケート」では、「給食が楽しい」と回答した小学生が96%、中学生では94%。「給食がおいしい」との回答は

小学生97%、中学生が95%と、うれしい手応えを得ることができました。

エリアを越えて、

コラボで広がる「おいしい給食」

「おいしい給食」の成果は、大手コンビニチェーン「(株)セブン・イレブン・ジャパン」とのコラボによるメニュー開発へと広がりました。

平成29年に「足立区の活性化に向けた包括連携協定」を締結している(株)セブン・イレブン・ジャパンは、令和

4年、足立区制90周年を記念してコラボを企画。「おいしい給食」の人気メニュー「えびクリームライス」を178店舗で販売しました。足立区のソウルフードともいえるメニューの商品化は大反響を呼び、5年目となる令和8年度にはおむすびバージョンが登場。より手軽に人気の給食メニューを味わえるようになりました。

令和6年に主婦の友社から発売された『東京・足立区のおいしい給食レシピ』も事業の好感触を示しています。

えびクリームライスおむすび



令和4年から、区の「おいしい給食」の人気メニュー、「えびクリームライス」が店頭に並び、5年目の令和8年は「えびクリームライスおむすび」として登場 ※期間限定



区内小学校では社会科見学の 일환として、区内小松菜農家を訪れ収穫体験などを実施



『東京・足立区のおいしい給食レシピ
おいしさも安心も日本一を目指す！』

発行：主婦の友社
著者：足立区教育委員会おいしい給食担当課
発売日：令和6年12月13日
価格：1,700円（税込）
判型：B5判（96P・オールカラー）

人気献立、懐かしの給食、野菜献立、「世界の料理」と「日本の郷土料理」などバラエティ豊かなレシピが満載

おいしい給食メニュー ミールキット
誰でも簡単に足立区のおいしい給食メニューを作ることができる
案彩（株）「RAKUSAI オンラインショップ」から購入可能



◀ミールキットA
ねぎ塩豚丼 & 小松菜とわかめの和え物



ミールキットB▶
チキンチキンごぼう & 小松菜のごはんとサラダ

この定着に向けても、児童・生徒を越えてすべての世代へ、味も良く栄養バランスの取れた「おいしい給食」の良さを、さらに広げていくことが重要と考えています。

例えば、「おいしい給食」を食べている子どもたちは、【実践力1】にながら「ひと口目は野菜から」を日頃から実践しています。子どもたちが各家庭で食事をするとときに「最初は野菜

【実践力2】家庭でも外食でも栄養バランスのよい食事を選択できる

【実践力3】朝食程度（ごはん、みそ汁、目玉焼きなど）の簡単な料理を自分で作ることができる

【実践力1】野菜から食べる、朝食を食べるなど望ましい食習慣を身に付ける

尿病対策に重点を置いた取組のひとつ。この中で、「足立区の全ての子どもたちに身につけて欲しい、健康に生き抜くための食の実践力『あだち食のスタンダード』の定着を進めていく」とは、中学卒業までに身に付けたい次の3つの実践力です。

から食べるんだよ」と家族に伝え、広がれば、区の健康増進の一助となることは間違いありません。

足立区は、東京都の平均に比べ健康寿命が短い傾向にあることが課題です。しかし、各種対策の効果により、その差は縮まってきています。さらなる改善のためにも、全ての区民、そして次世代へ、「おいしい給食」を通じて育まれる好ましい食習慣が広がっていくことを願っています。

「おいしい給食」紹介動画



「あだちの“おいしい給食”～宇宙人くん、日本一のヒミツを知る～」
「おいしい給食」の始まりのエピソードや栄養士の奮闘、意外な食材を使った人気メニュー秘話まで、あだちの給食のヒミツをドラマ仕立てで紹介。全国広報コンクールで入選2席（第3位）と読売新聞社賞を受賞



Instagram にレシピ動画を掲載
足立区公式 Instagram では、給食メニューコンクールで中学校生徒が考案したメニューを栄養士が家庭向けにアレンジしたレシピを紹介。レシピ動画「野菜たっぷり大満足 小松菜ポトフ」はこちらからご覧ください



この連載では、各区が力を入れている（推している）施策・事業等、23区の未来への幅広い取り組みを紹介していきます。

次の世代につなげる～23区のお推しごと～

02 第4回〈足立区〉

こどもの未来へつながる「おいしい給食」
～子どもの頃からの望ましい食習慣の
定着から全ての世代の健康増進へ～

●特別区長会事務局

- 07 令和8年度都区財政調整区別算定額決定される
令和8年8月区長会の主な案件等
- 08 特別区長会、国に対し要望活動を実施
- 10 特別区長会、東京都に対し要望活動を実施
- 15 ふるさと納税制度に対する特別区の主張を発行しました

●特別区議会議長会事務局

- 07 令和8年8月議長会の主な案件等
- 12 特別区議会議長会、国に対し要望活動を実施

●特別区人事・厚生事務組合

- 20 特別区職員研修所からのご案内
11月の研修メニューを紹介します
- 24 「合意した境界」は覆せるのか？
(訴訟事件事例紹介432)

●公益財団法人特別区協議会

- 15 東京都公文書館・公益財団法人特別区協議会共催
パネル展示「都市と緑の近現代史—東京と公園のあゆみ」
- 18 特別区全国連携プロジェクト
令和8年度第1回全国連携講演会を開催しました
- 21 東京都立大学 オープンユニバーシティ
飯田橋キャンパスより10月開講講座のご案内です!!

●公益財団法人東京都区市町村振興協会

- 19 ハロウィンジャンボ 9月16日（水）から発売 1等・
前後賞合わせて4億円！一同時発売のハロウィン
ジャンボミニは、1等・前後賞合わせて4,000万
円！—

●東京二十三区清掃一部事務組合

- 22 清掃工場建替等事業の環境影響評価手続と住民説明会

●特別区競馬組合

- 25 相馬野馬追イベント開催！
～3歳ダート三冠競走最終戦～
ジャパンダートクラシック開催！
- 26 TCK INFORMATION

10月放送予定表

TOKYO MX1
堀潤Live Junction
©TOKYO MX
放送枠 19:57-20:57

放送日	出演区長
10月20日（火）	杉並区 岸本 聡子 区長
10月22日（木）	墨田区 山本 亨 区長
10月29日（木）	練馬区 吉田 健一 区長

令和8年度都区財政調整区別算定額決定される

— 普通交付金496億円の増 —

令和8年度 都区財政調整区別算定結果（当初算定）

（単位：百万円、％）

区名	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A	増減率
千代田区	36,519	38,394	1,874	▲20.9
中央区	50,848	72,407	21,559	5.5
港区	122,861	88,915	0	0.0
新宿区	72,714	101,066	28,351	▲0.9
文京区	50,039	75,903	25,864	2.2
台東区	36,675	67,784	31,109	1.2
墨田区	40,408	88,662	48,254	3.3
江東区	83,392	157,803	74,410	3.3
品川区	76,740	126,475	49,735	4.1
目黒区	62,203	80,291	18,088	▲2.0
大田区	111,700	198,301	86,600	2.2
世田谷区	170,943	237,259	66,316	0.8
渋谷区	80,929	70,772	0	0.0
中野区	51,221	99,976	48,756	10.6
杉並区	94,227	149,604	55,376	1.3
豊島区	48,695	87,445	38,749	4.2
北区	46,755	113,897	67,142	5.1
荒川区	27,982	79,353	51,371	8.2
板橋区	72,219	165,064	92,844	4.0
練馬区	99,432	211,879	112,447	5.0
足立区	79,855	202,892	123,036	4.1
葛飾区	53,611	150,584	96,974	5.8
江戸川区	84,258	208,991	124,733	6.3
合計	1,654,228	2,873,715	1,263,591	4.1

注1）端数処理のため、縦横の計算が一致しない場合がある。
注2）増減率は、令和7年度当初算定との比較である。
注3）※財源不足額が生じていないため、不交付となる。

- 基準財政収入額【23区】（A）1,654,228百万円（前年度比9.6%増）
- 基準財政需要額【23区】（B）2,873,715百万円（前年度比6.8%増）
- 差し引き（B）-（A）1,219,488百万円（①-②）
- うち財源不足額 1,263,591百万円①
【交付区 21区 基準財政収入額<基準財政需要額】
- うち財源超過額 44,103百万円②
【不交付区 2区 基準財政収入額>基準財政需要額】
- 普通交付金（=財源不足額）1,263,591百万円（前年度比4.1%増）

本年2月の都区協議会で合意した「令和8年度都区財政調整方針」に基づき、23区別の算定を行った結果が、8月7日の区長会総会において都から示され、同日付の都区協議会で決定されました。算定結果の概要は、次のとおりです。

普通交付金
各区へ交付される普通交付金の総額は、1兆2635億9100万円、前年度と比べ496億1700万円、率にして4・1%の増となりました。

普通交付金は、区別に基準財政需要額と基準財政収入額を算定しその差額が交付されますが、18区が増、3区が減となっています。区別の算定結果は表のとおりで、21区が交付区となりましたが、港区と渋谷区は、基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、算定上の財源不足額が生じないため、港区は24年連続で、渋谷区は3年連続で不交付区となりました。

基準財政収入額
基準財政収入額は、1兆6542億2800万円、前年度と比べ1445億5300万円、率にして9・6%の増となりました。

主な要因は、雇用・所得環境の改善による総所得金額の増などにより、特別区民税が前年度比で904億1300万円、率にして8・4%の増となったことや、国内消費が堅調に推移することなどによる増を見込んだ結果、地方消費税交付金が前年度比で326億4300万円、率にして13・0%の増となったことなどです。

基準財政需要額
基準財政需要額は、2兆8737億1500万円、前年度と比べ1833億9600万円、率にして6・8%の増となりました。

このうち、経常的経費は、高校生等医療費助成事業費などの新規算定や、子ども医療費助成事業費などの算定充実に加え、第一子無償化に

伴う、保育所等利用世帯の児童に対する保育料軽減に係る経費などの算定改善、また各数値・単価の改定などを行った結果、算定額は2兆2634億8700万円、前年度と比べ1121億9700万円、率にして5・2%の増となりました。

また、投資的経費は、公共施設改築工事費の臨時的算定などにより、算定額は6102億2800万円、前年度と比べ711億9900万円、率にして13・2%の増となりました。

当初算定差額
普通交付金合計額の1兆2635億9100万円は、当初見込んだ交付金の総額の1兆2787億6500万円よりも151億7400万円少ないことから、当初算定差額、いわゆる算定残が生じています。この差額の取り扱いについては、都の最終補正予算の財源状況を確認した上で整理することとなります。

（特別区長会事務局）

令和8年8月区長会・議長会の主な案件等

区長会

8.7

- 令和8年度都区財政調整区別算定について
- 東京都国民健康保険運営方針の中間見直しについて
- 第32回特別区長会公務員制度部会の概要について
- 各団体予算執行の実績報告について

（特別区長会事務局）

議長会

8.18

- 令和8年度都区財政調整区別算定について
- 特別区議会議員講演会（令和8年度第2回）の開催等について
- 議長会の要望活動について

（特別区議会議長会事務局）

特別区長会、国に対し要望活動を実施 ～令和9年度 国の施策及び予算に関する要望～

特別区長会は、令和9年度の国の施策及び予算編成に向けた要望活動を行いました。

要望内容は、各区から出された項目をもとに、区長会で決定されたものです。

吉住会長（新宿区長）、服部副会長（台東区長）、斉藤副会長（江戸川区長）、高野副会長（豊島区）が、8月4日（火）に国土交通省、8月26日（水）に厚生労働省と内閣府（防災）を、吉住会長（新宿区長）、斉藤副会長（江戸川区長）、高野副会長（豊島区）が、8月5日（水）に総務省を訪問し、それぞれ大臣等に要望書を手渡しました。

① 国土交通省

交通システムの整備促進、都市インフラの改善等について要望しました。

交通システムの整備促進では、交通政策審議会答申において進めるべきとされた、東京8号線（有楽町線）を含む7路線について、早期実現に向け、引き続き方策を講じるよう要望しました。

都市インフラの改善では、近年、水害の激甚化・頻発化が生じている状況を踏まえ、水害対策に向けた市街地再開発事業等について、社会資本整備総合交付金の柔軟な交付や対象の拡充を求めました。

また、昨今の過度な住宅価格の上昇などを踏まえ、投機目的での

マンション等転売を抑制する有効な施策を講じるよう要望しました。

上田政務官は、「要望は承った。」としたうえで、「鉄道路線については、有楽町線や新空港線などは事業が進捗している。それ以外の路線も含め、利便性確保のため対応していく。」

「社会資本整備総合交付金に関しては、建築資材や人件費の高騰を踏まえ、しっかりと予算確保していきたい。市街地再開発事業については、具体的な事例をいただきたい。」「投機を目的としたマンション取引についても、問題意識を持つている。現場の声を聞きながら対応していきたい。」「民泊については、立地規制等を条例で対応できるようにしたところである。民泊制度が適正なものになるよう、互いに連携しながら進めていきたい。」との発言がありました。

② 総務省

地方税財源の充実強化について、要望しました。

法人住民税の一部国税化等の合理的な税制改正による特別区への影響が、年間で4千億円を超え、平成27年度から令和8年度までの累計は、2兆7千億円にものぼり、特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしている。地域間の税収格差の是正は、地方税の原則を定めることなく、国の責任において

地方交付税制度で行うべきである、と早急な対処を求めました。

特に、現在のあるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販になっているうえに、自治体間の寄附受入額の格差が顕著であることや、高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みであることなど、制度を巡る様々な問題があるため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを強く求めました。

原事務次官は、「要望は承った。」としたうえで、「ふるさと納税については、本来の制度趣旨とは離れ、官製通販のような形になっている。これまでも、ポイント付与の廃止や控除額上限の見直し等を行ってきた。引き続き、あるべき姿に戻るようポータルサイト事業者へ支払う手数料の見直しなどに取り組んでいきたい。」「税源の偏在是正については、会社の形態の変化や本社の集中など経済活動の変化、それに伴う地価の上昇といった現状を踏まえた税制の在り方を検討している。様々な意見がある中、冷静な議論を行っていき

たい。」との発言がありました。

③ 厚生労働省

医療保険制度の充実、火葬場に係る課題への対策等について要望しました。

医療保険制度においては、国民健康保険制度を安定的かつ持続的に運営できるよう、国庫負担の充実に係る財政基盤の強化や、低所得者層や子育て世帯に対する一層の保険料負担軽減のためのさらなる財政支援を求めるとともに、構造的課題の解決に向けた医療保険制度の一本化など、抜本的な見直しを求めました。

また、火葬場に係る課題に関しては、火葬場の公共性を確保するため、民間火葬場における重要な経営方針の変更等に関する監督官庁の事前関与の在り方について、必要な法令の整備を行うよう要望しました。

森光健康・生活衛生局長は、「要望は承った。」としたうえで、「医療保険制度については、構造上難しい課題もあると認識しているが、制度に不公平が生じないよう、若い世代の負担軽減などに取り組みながら、持続可能な制度となるよう改善を進めていきたい。」

「火葬場については、現場における課題を詳細に伺い、実態を十分に把握した上で、東京都とも連携しながら対応していきたい。」との発言がありました。

④ 内閣府（防災担当）

帰宅困難者や擁壁への対策等について要望しました。

帰宅困難者対策における一時滞在施設提供者への免責、大規模水害時における広域避難に係る体制整備について、国が主体となつて、関係機関との連携・調整を行うことを求めました。

また、近年いわゆるゲリラ豪雨

が頻発していることを踏まえ、大規模な土砂災害や日常生活における倒壊による被害を防止するため、既存不適格の擁壁における法規制や擁壁改修に伴う財政支援の拡充を要望しました。

あかま特命担当大臣は、「要望は承った。」としたうえで、「帰宅困難者対策については、事業者等と連携し、各地域において物資の受け入れや避難所運営が適切に行われるよう取り組んでいきたい。」「擁壁対策については、国土交通省とも連携しながら取り組んでいきたい。」「有識者検討会等を通じて各自治体の大規模災害に対する弱部の分析を行い、地域に応じた対策を着実に進めていきたい。」との発言がありました。

※その他の各省庁には、事務局が要望書を提出しました。

「令和9年度国の施策及び予算に関する要望」の本文は、区長会のホームページをご覧ください。

(www.tokyo23city-kuchokai.jp)
(特別区長会事務局)

令和9年度 国の施策及び予算に関する要望事項（要望先省庁別一覧）

要望先省庁	要望事項
内閣官房	行政のデジタル化の推進
内閣府	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 災害対策の充実
こども家庭庁	子育て支援策の充実 児童相談所の体制強化 障害者施策の充実
デジタル庁	行政のデジタル化の推進
総務省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 行政のデジタル化の推進 DV対策の推進
法務省	行政のデジタル化の推進 DV対策の推進
財務省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 都市緑地の保全の推進
文部科学省	子育て支援策の充実 学校教育の推進
文化庁	埋蔵文化財対策の推進
厚生労働省	ホームレス自立支援策の充実 生活保護制度の充実・改善 障害者施策の充実 介護保険制度・高齢者福祉制度の充実 医療保険制度の充実 予防接種の充実 受動喫煙対策の強化 火葬場に係る課題への対策 民泊に係る問題への対策
経済産業省	廃棄物処理対策の強化
国土交通省	交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 都市緑地の保全の推進 災害対策の充実 民泊に係る問題への対策 学校教育の推進
環境省	災害対策の充実 廃棄物処理対策の強化



内閣府（防災担当） あかま大臣に要望書を提出



総務省 原事務次官に要望書を提出



厚生労働省 森光健康・生活衛生局長に要望書を提出



国土交通省 上田政務官に要望書を提出

特別区長会、東京都に対し要望活動を実施 ～令和9年度 東京都の施策及び予算に関する要望～

特別区長会は、8月18日（火）東京都庁において、令和9年度の都の施策及び予算に関する要望事項を取りまとめ、佐藤智秀東京都副知事に要望書を手渡しました。

また、要望事項の説明の前には、不合理な税制改正に対し都区が連携して反対していく必要性を表明するとともに、火葬需要増加への対応に向け、広域的な視点で都区連携の強化を求めました。

【施策及び予算に関する要望】

要望の内容は、各区から提出された項目をもとに、区長会で決定されたものです。

新規要望項目を含め、計20項目について要望しました。吉住会長からは、特に以下3点の重点課題について発言がありました。

① 災害対策の充実

昨今激甚化・頻発化している気象災害への対策は緊急性が高く、都心部ならではの対策や事前の備えが重要であることから、避難者スペースの確保を含む避難所運営や在宅避難者への支援等の更なる強化に向け、必要な財政支援をお願いする。

また、近年いわゆるゲリラ豪雨が頻発している状況を踏まえ、下水道施設の機能強化について、「経営計画2026」における重点地区の早期着工に向けた事業化と、事業完了までの暫定的な対応を講じるようお願いする。

② 子育て支援策の充実

特別区では、地域ニーズに応じた子育て支援策の充実が喫緊の課題であり、保育環境の維持に必要

不可欠である人材の定着及び安定的な確保が重要であることから、各施設への補助や専門人材確保に向けた支援の充実をお願いする。

また、改正医療的ケア児支援法が来年4月から施行され、都においては、「子供・子育て会議」における病児保育の課題検討が進められていることから、医療的ケア児や病児・病後児保育事業を安定的に実施するための支援をお願いする。

③ 地域課題への対応

治安対策について、特殊詐欺や闇バイト犯罪の増加により住民の不安が高まっていることから、防犯カメラ設置助成の延長や防犯機器設置等に関する財政支援、被害防止に向けた対策の強化など、地域の安全確保に向けた支援をお願いする。

また、多文化共生社会の実現に向け、外国人の適正な受入れ体制の整備や地域日本語教育の体制強化など、国への働きかけを一層進めるようお願いする。

【都の回答】

応対した佐藤智秀副知事からは、「要望の内容は私から責任をもつて知事に伝える。」としたうえで、「与党税制改正大綱で示された法人事業税の更なる収奪や固定資産税への措置検討など、東京の財源を狙った地方税制度の改悪方針は承服できない」として、税制改正に反対し、区と連携を図っていく。また、火葬能力の増強は都全体の喫緊の課題であり、将来を見据えた安定的な火葬体制の確保に向け、区と議論を進めていく。

「子育て支援策の充実について、希望する誰もが子どもを産み育てやすい環境を整えることは重要であり、病児・病後児保育については都独自の運営費支援やベビシッターを活用した病児保育の検証事業を行っている。また、医療的ケア児やその家族が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児支援センターの運営や保育所等における看護師等の配置支援を実施しており、今後も医療的ケアをはじめとする多様な子育てニーズに対応できるよう環境整備を進めていく。」

「地域課題の対応について、犯罪が多様化・巧妙化する中、地域の防犯力向上や犯罪の未然防止等の取組を強化している。区市町村と連携した地域の防犯設備整備への支援に加え、特殊詐欺の体験型啓発事業やターゲットینگ広告の実施、『闇バイト』等の検索者への警告など、犯罪被害と加害防止の両面から対策を進めている。また、外国人の適正な受入れ体制の整備については、多文化共生社会の実現に向けた法整備や財政支援等を国に求めており、引き続き、日本人も外国人も地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいく。」

「本日頂いた要望については、来年度予算に向け、真摯に対応を検討する。」との発言がありました。また、山口総務局長からは、「災害対策の充実について、都内では災害時に多くの避難者が見込まれる一方、在宅避難が可能なマンションも多いことから、『東京都避難者生活支援指針』において在宅避難を重要な柱の一つに位置付け、『在宅避難キャンペーン』の展開や防災キットの配布のほか、避難所環境や在宅避難環境の

整備を促進するため、区市町村による災害用トイレの整備などを支援している。また、豪雨対策については都の基本方針に基づき、河川や下水道の整備、流域対策を関係者と連携して進めるとともに、浸水リスクの高い地区を重点的に整備している。加えて、一部完成した施設の暫定的な活用やパイプ管の整備、雨水ますの増設等の短期対策も組み合わせ、整備効果を速やかに発揮させていく。今後、ハード・ソフトの両面から区と連携し、東京の防災に取り組んでいく。」と発言がありました。

「令和9年度東京都の施策及び予算に関する要望」の本文は、区長会のホームページをご覧ください。
(www.tokyo23city-kuchokai.jp)

(特別区長会事務局)



【東京都への要望活動の様子】右から順に、岸本聡子幹事（杉並区長）、樋口高頭幹事（千代田区長）、服部征夫副会長（台東区長）、佐藤智秀東京都副知事、吉住健一会長（新宿区長）、斉藤猛副会長（江戸川区長）、保坂展人幹事（世田谷区長）、山本亨幹事（墨田区長）

令和9年度 都の施策及び予算に関する要望事項一覧（特別区長会）

要望事項		要望の趣旨	要望先
1	特別区都市計画交付金の拡充	(1) 都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保等の実施 (2) 都市計画事業のあり方に係る協議体の設置	総務局
2	都区の役割分担等に関する協議の実施	(1) 都区制度改革・地方分権の趣旨を踏まえた役割分担や税財政制度等に関する協議の再開 (2) 都区の共有財源に係る政策的減免の新設・拡大を検討する際の事前協議 (3) 用途地域等都市計画決定権限の移譲等に関する協議の実施	総務局 主税局 都市整備局
3	減収補填対策の確保	(1) 法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債の発行に係る国への働きかけ	総務局
4	子育て支援策の充実	(1) 保育人材の確保・定着等に向けた支援の拡充 (2) 学童クラブ等運営支援の拡充 (3) 「ベビーシッター利用支援事業」等への財政支援 (4) 幼児教育・保育現場の実態を踏まえた補助制度の充実 (5) 多様な他者との関わりの機会の創出事業の継続 (6) 待機児童対策の充実 (7) 5歳児健診実施への支援の充実	生活文化局 福祉局
5	山谷地域に対する総合的施策の推進	(1) 簡易宿泊所の建替えや設備改善等の財政支援	福祉局 産業労働局
6	障害者施策の充実	(1) 障害者グループホーム等設置促進のための支援の充実 (2) 医療的ケアの必要な重症心身障害者（児）の入所・通所施設等への支援拡充 (3) 在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充	福祉局
7	高齢者福祉の充実	(1) 施設整備等に対する補助制度の充実 (2) 介護人材の確保・定着及び育成に関する施策の実施	福祉局
8	医療体制の充実と整備	(1) 病床の適正配置及び地域の実情に応じた入院医療の確保	保健医療局
9	配偶者暴力の防止と被害者保護の充実	(1) 各種被害者支援の継続及び拡充	生活文化局 福祉局
10	医療保険制度の充実	(1) 保険料負担軽減策の更なる実施及び財政支援の拡充 (2) 子育て世代への支援 (3) 国民健康保険制度の抜本的な見直しに向けた国への働きかけ	保健医療局
11	受動喫煙対策の強化	(1) 公衆喫煙所設置等の推進及び支援の拡充 (2) 所有地の活用等の推進	保健医療局 産業労働局 建設局
12	交通システムの整備促進	(1) 「2050東京戦略」に示された6路線の早期実現 (2) 地域公共交通の確保・充実	都市整備局 産業労働局 交通局 教育庁
13	都市計画道路等の整備促進	(1) 東京外かく環状道路の整備促進 (2) 連続立体交差事業の促進	都市整備局 建設局
14	都市インフラの改善	(1) 国道の立体整備の推進に向けた国への働きかけ (2) 電線類の地中化の促進 (3) 公共インフラ老朽化対策への技術的・財政的支援 (4) 市街地再開発事業への財政措置を含めた支援等 (5) アスベスト対策の推進	都市整備局 建設局
15	災害対策の充実	(1) 土砂災害防止対策の推進 (2) 避難者対策の推進 (3) 在宅避難者等への対策の強化 (4) 木造密集地域対策の一層の充実 (5) 下水道施設の機能強化 (6) 大規模水害等への対策強化 (7) 災害廃棄物処理に係る仮置場の確保 (8) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援策の充実	総務局 主税局 都市整備局 住宅政策本部 環境局 建設局 港湾局 交通局 下水道局
16	都市緑地の保全の推進	(1) 自治体による緑地買取りへの対応 (2) 緑地所有者への支援	政策企画局 主税局 都市整備局 産業労働局
17	廃棄物処理対策の強化	(1) 小型充電式電池処理の仕組みの確立	環境局
18	地域課題への対応	(1) 治安対策の強化 (2) 民泊急増による生活環境悪化への対応 (3) 町会・自治会活動への支援 (4) 多文化共生社会の実現に向けた体制整備への支援	財務局 主税局 生活文化局 都民安全総合対策本部 産業労働局
19	学校教育の推進	(1) 特別な支援を要する児童・生徒に対する教育の充実 (2) 公立学校施設の改築等に係る規制緩和及び財政措置	都市整備局 教育庁
20	観光に関する課題への対策	(1) 観光バス駐車場の整備促進 (2) 観光振興施策の充実	財務局 主税局 都市整備局 環境局 産業労働局

特別区議会議長会、 国に対し要望活動を実施 ～令和9年度 国の施策及び予算に関する要望～

特別区議会議長会は、令和9年度の国の施策及び予算編成に向けた要望活動を行いました。要望内容は、各区議会議長から提出された項目をもとに、7月の議長会総会で決定されたものです。

特別区議会議長会の土屋準会長（港区議会議長）、渡辺清人幹事（新宿区議会議長）、石川ナオミ幹事（世田谷区議会議長）が8月3日（月）午前に財務省及び総務省を訪問し、要望活動を行いました。また、同日午後には土屋会長、渡辺幹事、石川幹事、川北直人幹事（江東区議会議長）が国土交通省を訪問し、要望活動を行いました。

① 財務大臣あて要望

片山さつき大臣と面談し、①不合理な税制改正の是正及び地方税財源の充実強化、②ふるさと納税制度の抜本的見直し、③下水道事業等における地方公共団体への国の積極的な支援の3項目を要望しました。

土屋会長から、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正が行われ、特別区の貴重な税源は一方的に奪われている。その一方で、首都直下地震への備えや公共施設の老朽化対策等、膨大な財政需要を抱えており、財源の確保は不可欠である。特別区をはじめ、地方自治体が責任を持って行政サービスを提供していくためには、地域間の税収格差是正を限られた地方税財源の中で配分調整するのではなく、国の責任において行うべきである等、要望の趣旨を説明しました。

片山大臣からは、特別区は特別なことができる自治体だということはよく分かっている。住民が多いということは、社会関係の予算も増えるということである。給食無償化など、特別区の対応は早く素晴らしいことだと私は思うが、周囲から見たら財政上のことがどうしてもあ

る。だから、お互いが気持ちよく歩み寄れる方法を考えるしかないと思っているし、少しのきっかけでも災害支援などを特別区が進んで行ったりすると違うのではないか。等の発言がありました。

② 総務大臣あて要望

原邦彰事務次官と面談し、①不合理な税制改正の是正及び地方税財源の充実強化、②ふるさと納税制度の抜本的見直し、③システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金の制度見直し、④巨大災害発生に対する対応体制整備の4項目を要望しました。

土屋会長から、ふるさと納税制度による住民税の減収額は大幅に増額しており、行政サービスに対する影響が深刻な課題となっている。制度本来の趣旨に沿った見直しを早急に行う等、要望の趣旨を説明しました。

原事務次官からは、ふるさと納税の話というのは、制度として返礼品がもともあつたわけではなく寄付してもらったら感謝ということであつて功罪両面あると思うが、やはりポータルサイトが本来のふるさと納税の趣旨ではなく、明らかにカタログショッピングになっているため、我々も手をこまねいているだけじゃなくて、ポイント廃止に踏み切った。現状も、自治体がサイトへ支払う手数料を下げさせることについて、調整を進めている。ふるさと納税について、是非、皆さんと連携して、制度本来のありべき姿に戻したいと考えている。等の発言がありました。

③ 国土交通大臣あて要望

佐々木紀副大臣と面談し、①航空機の安全確保、②鉄道の連続立体交差事業の一層の推進、③事前復興まちづくり計画の策定支援、④下水道事業等における地方公共団体への国の積極的

な支援の4項目を要望しました。

土屋会長から、大規模災害発生後には、被災自治体は速やかに復興まちづくり計画の策定や着実な事業実施が求められている。そのため、国土交通省では、自治体の復興まちづくりの目標や手順等の指針となるガイドラインを策定しているが、自治体における事前復興まちづくり計画の取組状況は復興体制や手順の検討にとどまっており、被災後の迅速な復興に向けて、防災・安全交付金の拡充、自治体への技術的助言等、要望の趣旨を説明しました。

佐々木副大臣からは、熊本地震もあつて、全国的にもまちづくり計画に関する関心というのは高まっていますので、ぜひ皆さんに取り組んでいただきたい。特に首都直下、南海トラフと言われているので、該当する地域の皆さんには取り組んでいただきたい。そのためには、財政支援、技術的支援を国が行わなければならないと思っているので、いただいた現場の声、今日いただいたご意見も踏まえながら、今後進めさせていただきたいと思っている。等の発言がありました。

※その他の各省庁には、事務局が要望書を提出しました。

「令和9年度国の施策及び予算に関する要望」の本文は、特別区議会議長会のホームページをご覧ください。(www.tokyo23city-gichokai.jp)



特別区議会議長会会長

港区議会議長 土屋 準

● 土屋特別区議会議長会会長コメント

令和8年6月に、特別区議会議長会会長に就任いたしました港区議会議長の土屋準でございます。

特別区議会議長会では、国に対して、令和9年度に向けて不合理な税制改正の是正やふるさと納税制度の見直し等について、要望を行いまして。片山財務大臣などに直接要望書を手交し、私どもの意見にご理解をいただくとともに特別区へのオーダーも示される等、たいへん有益な活動ができたと考えております。

さて、特別区は、少子高齢化に伴う社会保障・子育て支援の拡充、切迫する首都直下地震への備えや激甚化する風水害対策など、多岐にわたる課題に直面しています。区民の代表である各区議會は、行政と一体となって解決に取り組んでいます。その一方で各区が共同で立ち向かうべき広域的課題も多く、各区議會を代表する議長が一堂に会する議長会の役割は、これまで以上に重要なものとなっています。

特別区議会議長会は、国、東京都、特別区長

会と緊密に連携し、区民の安全と安心のため、全力で取り組んでまいります。皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

(特別区議会議長会事務局)

令和9年度 国の施策及び予算に関する要望先・要望事項

要 望 先	要 望 事 項
総 務 大 臣	1 不合理な税制改正の是正及び地方税財源の充実強化を求める要望 2 ふるさと納税制度の抜本的見直しに関する要望 3 システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金の制度見直しを求める要望 4 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める要望
財 務 大 臣	1 不合理な税制改正の是正及び地方税財源の充実強化を求める要望 2 ふるさと納税制度の抜本的見直しに関する要望 3 下水道事業等における地方公共団体への国の積極的な支援を求める要望
国 土 交 通 大 臣	1 航空機の安全確保を求める要望 2 鉄道の連続立体交差事業の一層の推進を求める要望 3 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める要望 4 下水道事業等における地方公共団体への国の積極的な支援を求める要望

以下の要望は、郵送により行いました。

厚 生 労 働 大 臣	1 国民健康保険制度の持続可能性確保に向けた財政支援制度への転換に関する要望 2 民間病院の経営環境の改善と地域医療体制の維持に関する要望
内閣府特命担当大臣（防 災）	1 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める要望
内閣府特命担当大臣（地方創生）	1 不合理な税制改正の是正及び地方税財源の充実強化を求める要望
デ ジ タ ル 大 臣	1 システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金の制度見直しを求める要望
復 興 大 臣	1 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める要望



財務省 片山大臣に要望書を手渡す土屋会長（中央左）、渡辺幹事（右）、石川幹事（左）



総務省 原事務次官に要望書を手渡す土屋会長（中央左）、渡辺幹事（右）、石川幹事（左）



国土交通省 佐々木副大臣に要望書を手渡す土屋会長（中央左）、渡辺幹事（中央右）、石川幹事（右）、川北幹事（左）

ふるさと納税制度に対する特別区の主張を 発行しました

ふるさと納税について考えてみませんか

ふるさと納税制度は、「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」などを意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度です。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販となっている上、自治体間における寄附受入額の格差が顕著であり、地方全体にとって有益なものとはなっていないなど、制度の意義、目的から大きくかけ離れたものとなっています。

ふるさと納税制度により、本来区民の皆様の暮らしを支えるための財源が流出してしまっており、23区の特別区民税の流出額は年々増加しています。

令和8年度の流出額は、過去最大となる約1155億円にのぼり、平成27年度からの累計額は、約6800億円に及んでいます。さらに、寄附金の約40%は、返礼品や広告費等の寄附を集めるための経費として使われてしまっているなど、様々な問題が山積しており、このままでは区民の皆様が日々利用している住民サービスの下につなげてしまいます。

このようなふるさと納税制度が抱える様々な問題点を、区民の皆様に分かりやすくお伝えするため、8月6日（木）に「ふるさと納税制度に対する特別区の主張」を発行しました。

特別区長会は、制度を巡る様々な問題に対処すべく、廃止を含めた抜本的な見直しを強く求めています。

（特別区長会事務局）

発行した「特別区の主張」は次ページ

東京都公文書館・ 公益財団法人特別区協議会共催パネル展示 「都市と緑の近現代史—東京と公園のあゆみ」

◆展示内容

明治6年（1873）太政官布告第16号という法令で公園制度が導入されてから、公園は都市に生きる住民が体を動かし、自然を楽しむことのできる貴重な空間として大きな役割を果たしてきました。経済開発の中で都市が広がっていくと、住民の健康維持や子どもたちの遊び場としてだけでなく、緑によって市街地の無秩序な拡大を抑えしとどめる役割も担うようになります。東京という大都市のランドデザインを描く上でも公園は重要な位置を占めています。

本企画展では、明治時代から高度経済成長期までの東京と公園の歴史をたどります。公園という身近な空間から都市と自然の関係を考える機会となれば幸いです。

◆開催期間

期間…令和8年9月3日（木）～10月29日（木）
時間…平日9時から20時30分まで

土曜日9時から17時まで

◆会場

東京区政会館1階エントランスホール
（千代田区飯田橋3-5-1）

（東京都公文書館・（公財）特別区協議会事業部）



東京市公園配置図

ふるさとと納税

発行：特別区長会

返礼品
だけでは
ない!?

その裏側も知っていますか？

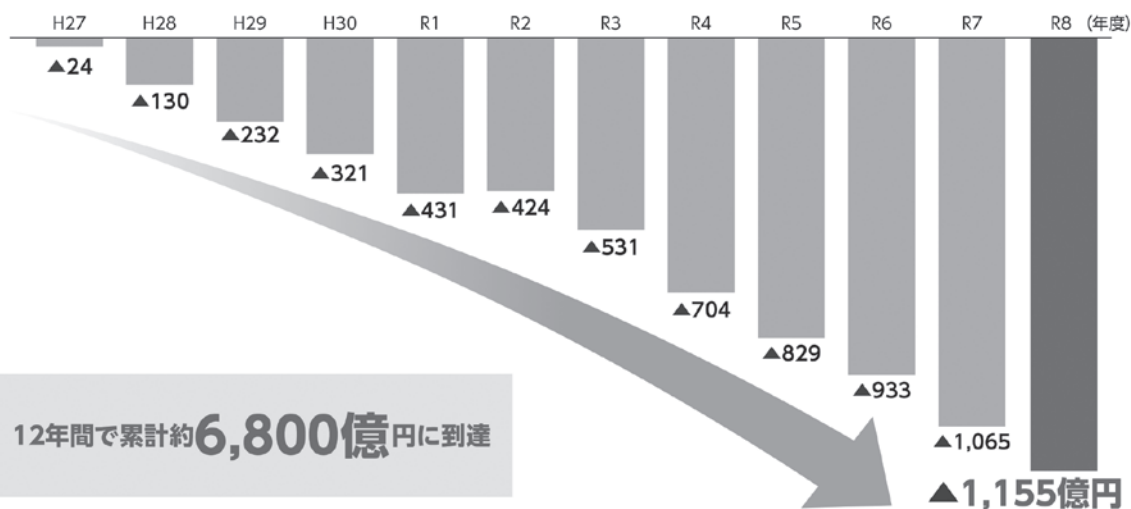
「ふるさと納税」
とは…？

生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄附することで、全国を元気にするために作られた制度です。この制度を利用すると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、国税の「所得税」や地方税の「住民税」から控除されます。また、ほとんどの自治体が、寄附に対する返礼品を用意しています。

しかし、その裏側ではふるさと納税によって、本来、住民のために使われるはずの財源(住民税)が、23区から毎年**流出**していることを知っていますか？

流出額は約1,155億円に達します！

ふるさと納税による流出額は年々拡大しており、令和8年度の流出額は23区全体で約1,155億円にのぼります。



※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

流出額約1,155億円とは…？

下記は一例です。
その他の事例はこちら



人口約20万人の区が
1年間に使用する額



23区の人口(約995万人)
一人当たり約1万円



ごみの収集・運搬に
かかる費用
23区全体約1年分



※人口は「東京都の人口(推計)」、1年間に使用する額及びごみの収集・運搬にかかる費用は「令和6年度特別区決算状況」を基に作成。

ふるさと納税制度の『落とし穴』



恩恵を受けているのはごく一部の自治体のみ

全国1,741自治体のうち、寄附受入額が上位10%の自治体で、全国寄附受入総額の約60%を占めており、特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に大きな格差が生じています。

全国寄附
受入総額

その他の
自治体
40%

上位 10%の
自治体
60%

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

過熱する返礼品競争で失われる本来の趣旨

現在のふるさと納税制度は、返礼品ありきの制度となっており、返礼品競争が過熱してしまっています。「地域を応援する」という、本来の趣旨が失われてしまっています。

自治体が使える寄附金は一定割合に過ぎない

寄附金のうち自治体が使える割合は段階的に増えているものの、寄附金の約40%は、返礼品や広告費(サイト利用料)等の寄附を集めるための経費として使われてしまっており、寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することはできません。

寄附金の
使われ方

その他経費
(広告費等)
10%

返礼品
30%

自治体の
財源
60%

このままでは住民サービスが危ない！



ふるさと納税制度は、表向きは個人にとって魅力的な制度かもしれませんが、その裏側では、「地域を応援する」という本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっています。その結果、皆さんが暮らす自治体が本来得られるはずだった財源が減少するため、日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

いま一度、ふるさと納税について 考えてみませんか？



23区の実情

特別区長会要望活動



制度の廃止を含めた抜本的な見直しについて、毎年総務省宛てに要望書を提出しています。また今後、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、更に取り組んでいきます。

特別区の主張



ふるさと納税制度を含めた「不合理な税制改正に対する特別区の主張」を毎年作成しています。

発行日：令和8年8月6日

発行：特別区長会

編集：特別区長会事務局調査第2課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階

☎ 03-5210-9758・9760

特別区長会とは

東京23区長で構成する任意団体(会長 吉住 健一(新宿区長))。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っています。

特別区全国連携プロジェクト 令和8年度第1回全国連携講演会 を開催しました

特別区長会と奈良県町村会は、相互の魅力を発信しながら多面的な連携・協力を推進し、ともに発展することを目指して、平成30年2月に広域連携協定を締結しました。

締結から10年の節目を前に、それぞれの自治体の魅力を再発見し、新たな関係強化に向けた契機とする取組の一つとして、令和8年8月17日（月）に、対面とオンラインを併用した講演会を開催しました。

特別区長会の吉住会長からの開会挨拶後、第1部として、奈良県町村会の森川裕一会長（明日香村長）より、『世界遺産の連なる奈良から問う、地方自治の未来』～「飛鳥・藤原の宮都」登録を好機に～』をテーマにご講演いただきました。

今年7月、明日香村内にその構成資産19か所のうち、15か所を保有する「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録が決定しました。それを踏まえ、森川会長には、同村が世界遺産登録を目指した理由、そして、登録を契機に推進したいことについて、熱く語っていただきました。

同村には、古都保存法に基づく「明日香法」が適用されています。それにより歴史的景観が保全されてきた一方、厳しい開発規制が若年層の人口流出を誘発する要因にもなっていました。そこで、特に若い世代が地域の価値を認識し、誇りを持って住み続けてほしいとの願いを込めて世界遺産登録を目指した、とのお話がありました。

また、同村では、従前から、村全体を一つの博物館と捉える「明日香まるごと博物館」構想のもと、地域をパッケージとして旅行商品化することを目指し、歴史遺産や観光施設の整備、体験・宿泊・飲食機能の充実等について長期的な視点で取り組んできました。世界遺産登録により当構想をさらに推進していくこと、加えて、今回の決定を受けて古都奈良、法隆寺、紀伊山地と連なる奈良県の世界遺産ネットワークが形成されることを好機に、広域観光による新たな魅力を創造したいと考えているとのことのお話もいただきました。

続いて、第2部では、「奈良県町村×特別区が示す新たな連携の可能性」と題して、広域連携協定締結の際にそれぞれの団体の橋渡し役を務めた元・価値総合研究所主席研究員の目黒義和氏をコーディネーターとし、森川会長と吉住会長による対談を行いました。ここでは、広域連携協定締結に至るまでの経過をそれぞれの立場から振り返っていただくとともに、今後の展望として、「特別区と奈良県町村による知の共有」「企業を巻き込んだ連携」「皆が自分の求める環境で幸せに暮らせるよう、様々な地域があることを広く知っていただける機会の提供」等の発言をいただき、お互いに尊重し合えるパートナーとして引き続き連携していきたいとの思いを確認しました。

当日は、会場では40名、オンライン配信では44名の方にご覧いただきました。参加者からは、「全国連携プロジェクトの意義がわかった」「シビックプライドの醸成という世界遺産登録の目的に感銘を受けた」「地域によって課題や状況は異なるが、日本全体で考えた時には共存共栄・相互補完が大切だと改めて感じた」等の声が寄せられました。

講演会の様子は特別区全国連携プロジェクトホームページでご覧いただけますので、是非アクセスしてみてください。

講演会概要

◆開会あいさつ

特別区長会 吉住 健一会長（新宿区長）

◆講演

「世界遺産の連なる奈良から問う、地方自治の未来」～「飛鳥・藤原の宮都」登録を好機に～
奈良県町村会 森川 裕一会長（明日香村長）

◆対談

「奈良県町村×特別区が示す新たな連携の可能性」
奈良県町村会 森川 裕一会長（明日香村長）
特別区長会 吉住 健一会長（新宿区長）
コーディネーター 目黒 義和氏（元価値総合研究所主席研究員）
（特別区長会事務局・特別区協議会事業部）



対談の様子



会長挨拶



会場の様子



奈良県町村会会長講演



特別区全国連携
プロジェクトHP

ハロウィンジャンボ 9月16日(水)から発売 1等・前後賞合わせて4億円!

ー同時発売のハロウィンジャンボミニは、1等・前後賞合わせて4,000万円!ー

秋、恒例のハロウィンジャンボ宝くじが、9月16日(水)から10月16日(金)まで、全国の宝くじ売場で発売されます。

収益金は全額区市町村へ交付!!

明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます

昨年は、15億7,123万円余が都内62区市町村に交付され、地域における芸術・文化の振興に係る事業や地球温暖化対策・環境保全に係る事業など住民の福祉向上のために使われました。

購入はぜひ『都内の宝くじ売場』で

収益金の各都道府県への配分は、販売実績等に応じて配分されますので、区市町村の福祉の向上のため、ぜひ『都内の宝くじ売場』でお買い求めいただき、売上増にご協力ください。

●発売期間 9月16日(水)から10月16日(金)まで

●抽せん日 10月26日(月)

公益財団法人東京都区市町村振興協会 電話 (5210) 9944

ハロウィンジャンボ
1等・前後賞合わせて4億円
1等2億円、前後賞各1億円
4億円

ハロウィンジャンボミニ
1等・前後賞合わせて4,000万円
1等2,000万円、前後賞各1,000万円
4,000万円

各1枚 300円

9月16日(水)発売

発売期間/9月16日(水)~10月16日(金)
抽せん日/10月26日(月)

PCやスマホで!
ネット購入
Q 宝くじ公式サイト
<https://www.takarakuji-official.jp/>

公益財団法人東京都区市町村振興協会 2026年新市町村振興宝くじ

この宝くじの収益金は区市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

特別区職員研修所からのご案内

11月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

研修名：障害者地域支援

日時：11月下旬（予定）（2日間）

対 象：障害者施策、障害者福祉に携わる職員

ねらい：障害のある人への地域支援における現状と課題について理解した上で、相談支援や援助の方法などを習得し、地域と連携した障害者支援を適切に行うことができる能力の向上を図る。

内 容：・障害のある人への地域支援 ・障害の理解と支援 など

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
課税②	11/16(月)・11/17(火)・ 11/18(水)・11/20(金)	住民税賦課事務を担当する職務経験2年程度の職員
大人の発達障害	11/5(木)	発達障害のある人への支援に携わる職員
環境衛生	11/18(水)・11/19(木)	環境衛生監視業務に従事する職員
中堅保育士（第2回）	11/4(水)・11/13(金)	保育・子育て支援に携わる職務経験が概ね10年以上の職員
発達障害支援（演習）①	11/11(水)・11/30(月)	発達障害のある子どもへの支援に携わる職員、子ども家庭福祉行政に携わる職員
道路管理（占用）	11/16(月)・11/17(火)	道路管理の占用（監察を含む）業務を担当する職務経験1～3年程度の職員
土壌汚染対策（用地管理）	11/12(木)	用地・管財・土木・学校・環境等の部署において、土壌汚染対策に関する事務を担当する職員
技術職養成（土木造園）	11月上旬～下旬	技術職（土木造園職）として採用された職務経験1～3年程度の職員
児童相談所関連研修		
児童福祉司任用後研修（5日間）	11月上～中旬	(1) 児童福祉司 (2) こども家庭センター職員 (3) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
子ども家庭福祉行政組織運営研修	11/9(月)・11/24(火)	(1) 児童相談所、こども家庭センター職員 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ★児童相談所、こども家庭センター（母子保健機能を担う保健所・保健センター等を含む）に勤務する管理職、係長級の職員
児童心理司（応用）Ⅱ	11/12(木)・11/24(火)	(1) 児童心理司 (2) 心理職として採用された職員 ※心理職としての実務経験があり基本的な用語、理論等をおおむね理解できている職員 ★児童心理司
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上⑥	11/24(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・アプローチ⑤	11/5(木)・11/6(金)	係長級以下の職員 ★主任の職員
クレーム対応⑥	11/20(金)	係長級以下の職員 ★窓口等で区民対応を行っている主任以下の職員
コミュニケーションスキルアップ⑥	11/19(木)	全 職 員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身につけたい採用2～6年目程度の職員
集客力を高めるチラシ・伝わる資料の作り方⑤	11/30(月)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
協働型リーダーシップ⑥	11/25(水)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
悪質クレームの法的対応②	11/6(金)	全 職 員 ★日常業務において対応する悪質なクレームについての知識を深め、法的対応について学びたい職員
メンタルヘルスマネジメント④	11/30(月)	係長級の職員 ★メンタルヘルスについての正しい知識とメンタルヘルス不調の予防や早期発見・早期対応方法等のマネジメント知識を身につけたい係長級の職員
チームリーダーとしての基礎力向上⑤	11/9(月)・11/25(水)	主任及び係長級の職員 ★ (1) タイムマネジメント、危機管理、目標管理及び業務改善などのマネジメントスキルの基礎を効率よく体系立てて学びたい係長級の職員 (2) 係長昇任前にリーダーとしての必要な知識を学び、自身の職務遂行能力向上を図りたいと考えている主任の職員
サポート研修		
地方公務員法④	11/12(木)	1級職の職員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
地方自治法④	11/11(水)	1級職の職員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていきいたい1級職の職員

※紙面の都合上、11月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部12月に実施する研修を含む。）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より一ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>）もご覧ください。（特別区職員研修所）

東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 10月開講講座のご案内です！！

●岡倉天心『THE BOOK OF TEA』が繋ぐ「均整の美学」から 普遍的価値Universal Valueへ

【講座コード：2631J009】

120年前、岡倉天心は「茶」の一服を通して、日本、中国、インドを貫く東洋の豊かな精神性を世界へと語りかけました。

本講義では、彼が『茶の本』に込めた「東洋の理想」をひもときます。完成された強さよりも、変化を受け入れる「不完全」を尊ぶ。その東洋独自の眼差しが、なぜ今、混迷する国際社会において「普遍的な調和」を導く光となるのか。

天心が試みたのは、単なる文化紹介ではありません。「日本」を「東洋」という大きな流れの中で捉え直し、世界と分かち合おうとした慈しみ深い国際化の原点を、共に探求します。

●第1回 「茶の本」が明かす東洋の知恵

- 第2回 「余白」と「不完全さ」の宇宙
- 第3回 一座建立の瞬間（体験学習）
- 第4回 Universal Valueとしての茶の湯

講 師：及川 京子

重要無形文化財長唄総合保持者 主宰サロン
「茶の湯礼法」講師

日 時：10月28日(水)、
11月4日(水)、11日(水)、18日(水)
14：00～15：30(全4回)

受講料：10,100円

場 所：飯田橋キャンパス（対面）

●「病は気から」の脳科学 こころとからだの精巧な関係

【講座コード：2631B001】

「病は気から」と昔からよく言われますが、あなたは信じますか？精神状態がガンの進行に関わるといわれたらどう思いますか？病氣とまではいかないけれど、ストレスなどからくるからだのだるさ、体調不良を経験したことのある人は多いはずです。これは、単なる気のせいなんかではなく、こころとからだをつなぐしくみがあるからです。そのしくみを解き明かすキーとして、本講座では脳・神経科学を取り上げ、脳からみた「病は気から」のしくみについて解説します。

- 「病は気から」は本当にあるか？：ストレスと脳
- 外敵から身体を守る免疫系とホメオスタシスを制御する

自律神経系・内分泌系

- こころとからだをつなぐ脳：脳の機能と構造
- こころの神経科学：うつ病と脳

講 師：北 一郎

東京都立大学 大学教育センター 教授

日 時：10月6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)
18：00～19：30（全4回）

受講料：10,100円

場 所：オンライン

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

清掃工場建替等事業の環境影響評価手続と 住民説明会

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、清掃工場建替等整備事業（以下「建替等事業」という。）の実施に当たり、環境影響評価手続に基づき住民説明会を実施しています。

◆環境影響評価制度

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、大規模な開発事業を実施する時にそれが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して都民や関係自治体等からの意見を踏まえて、環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていく制度です。

東京都では、一定規模以上の事業を実施する場合、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて適正な配慮がなされるように「東京都環境影響評価条例」（以下「条例」という。）で環境影響評価制度の手続きが定められています。清掃一組の建替等事業は、その条例の「廃棄物処理施設の設置」に該当していますので、条例に基づいた手続を実施しています。

◆環境影響評価手続

建替等事業に係る環境影響評価手続の流れは、図のとおりです。工事着手前には、環境影響評価

を①調査計画書、②評価書案、③見解書、④評価書の4段階に分けて実施します。

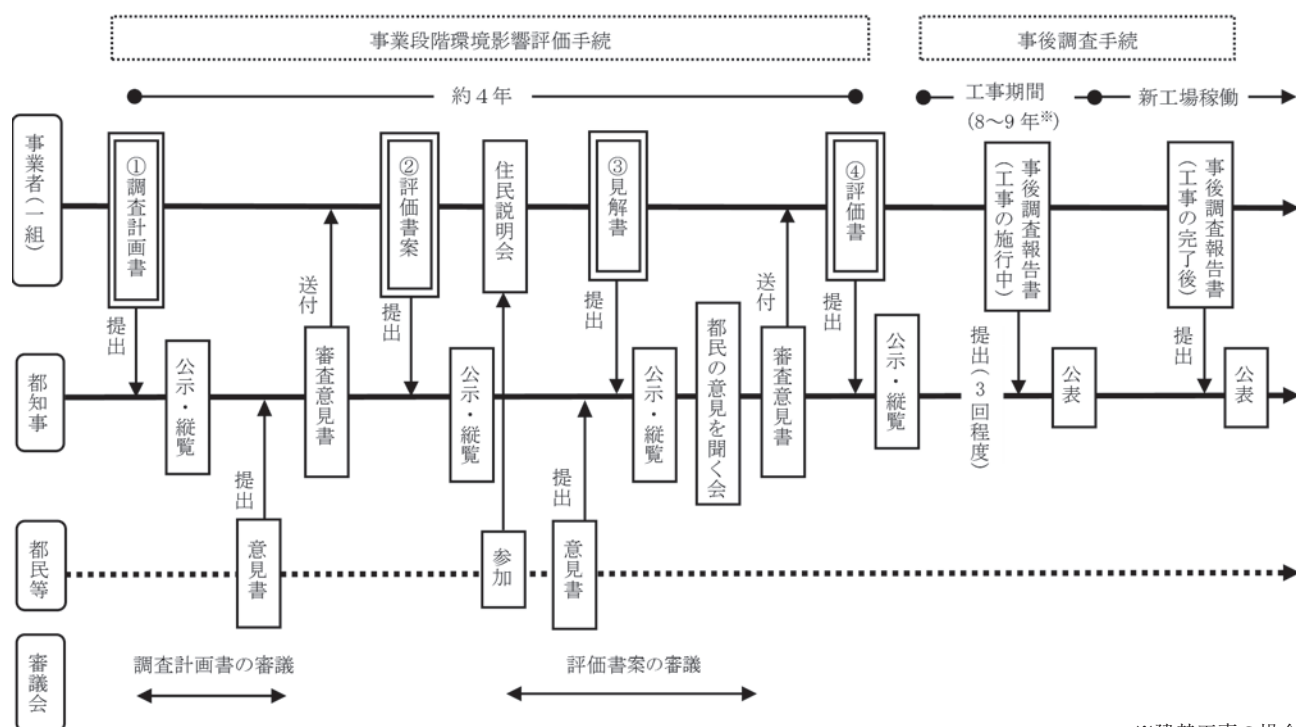
また、工事開始後には、「工事の施行中」（工場解体期間及び新工場建設期間）と「工事の完了後」（新工場稼働後）の2段階で事後調査を実施します。

「①調査計画書」では、事業実施に伴い環境へ影響を及ぼすおそれのある項目として、建て替え等を行う新工場の特性や地域条件を踏まえ、影響が想定される大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの12項目を選定し、それらの現地調査及び予測・評価の方法を決定します。

「②評価書案」では、調査計画書で選定した項目について、事業が環境へ及ぼす影響を予測・評価し、環境保全のための措置を記載します。

予測・評価に必要な状況調査として、「大気汚染」では二酸化窒素等の大気質調査を四季ごとに実施し、「水循環」では地下水位の測定を行うなど、約1年をかけて調査を実施します。これらの調査結果に基づき、「工事の施行中」及び「工事の完了後」における環境影響を予測し、必要な環境保全のための措置を検討します。

環境保全のための措置とは、事業者が実行可能な範囲で環境へ及ぼす影響を低減するための取組をいいます。



※建替工事の場合

図 環境影響評価手続の流れ

「③見解書」には、評価書案に対して住民及び関係自治体の首長から提出された意見と、それらに対する事業者の見解を記載します。

「④評価書」は、住民、関係首長及び都知事意見に対する事業者の見解を示すとともに、事業計画や予測・評価において環境保全の観点から必要な検討を加え、これらを取りまとめたものになります。事後調査とは、「工事の施行中」及び「工事の完了後」において、評価書に示した環境影響の予測及び環境保全のための措置が適切に実施されたかを検証・評価するために行うものです。

「工事の施行中」においては、評価書に記載した予測・評価項目ごとに、工事期間中で環境への影響が最大となる時期を選定し、当該時期に合わせて調査を実施します。

また、「工事の完了後」においては、予測・評価項目について、新工場の稼働開始後1年間にわたる調査を行います。

「工事の施行中」及び「工事の完了後」のいずれの段階においても、調査結果を評価書における予測結果と比較・検証し、その内容を事後調査報告書として取りまとめ、東京都へ提出するとともに、公表します。

なお、事後調査報告書の内容から、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には、都知事から事業者に対し必要

な措置を講ずるよう要請する場合があります。

◆住民説明会

住民説明会は、「②評価書案」を都知事に提出した後に開催します。

条例では、事業者は評価書案の内容をその当該事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすと予想される地域（以下「関係地域」という。）の住民に周知するため、評価書案を公示日から30日間縦覧し、その縦覧期間内に住民説明会を開催することが定められています。

建替等事業における住民説明会の開催場所及び開催回数については、清掃工場が立地する所在区をはじめ、関係地域の区等と協議のうえ決定します。

所在区で住民説明会を開催する場合は、建替え等を行う清掃工場を会場とすることが多く、関係地域の区等で開催する場合は、当該区の公共施設等で実施します。

住民説明会は、多くの住民の皆さまにご参加いただけるよう、基本的に金曜日の夜と土曜日の午前、午後を実施しています。

また、住民説明会は、対面形式と合わせて、「Web型説明会」を用意し、より多くの住民の皆様にご視聴いただけるように清掃一組ホームページにおいて縦覧期間の30日間公開し、随時視聴できるようにしています。

今年度着工した世田谷清掃工場

建替事業では、令和6年11月に住民説明会を開催し、事業の予測事項、予測結果、評価結果について、様々なご意見、ご質問を頂きました。



住民説明会の様子
(世田谷清掃工場建替事業 令和6年11月)

◆意見等への対応

住民説明会で寄せられた意見は、評価書案に関するものに限らず、新工場の整備内容、清掃事業全般、建替工事に関する事項など多岐にわたります。

清掃一組は、これらの意見に真摯に耳を傾け、清掃事業全般についてご理解いただけるよう、丁寧な対応に努めています。

なお、評価書案に関する意見については、条例に基づき、公示の日から45日以内に環境保全の見地等から意見書を都知事に提出することができま

す。住民及び関係自治体から提出された意見書は、都知事から事業者

へ送付されます。

事業者は、これらの意見に対する見解を取りまとめ、前述の見解書として都知事に提出し、公示・縦覧されます。

また、住民説明会で寄せられた意見等については、清掃一組のホームページにおいて事業者の見解を公表します。

世田谷清掃工場建替事業では、工事中の騒音・振動の低減に関するご意見に対し、工法や作業計画の工夫により低減を図るとして清掃一組の見解を示しています。

◆環境影響評価の必要性

条例施行以降、旧目黒清掃工場建設から環境影響評価の仕組みが確立され、定められた方法により計画段階から住民等の意見を伺いつつ進められるようになりました。

清掃工場建替等の事業は規模が大きく、工事期間も長いものとなります。また、完成後の施設は長期間にわたり使用されることから、事業計画段階から稼働後に至るまで、周辺環境への十分な配慮が求められます。

清掃一組は、これらの取組について住民の皆さまに理解を深めていただけるよう、今後も丁寧な説明と適切な対応に努めていきます。

(東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課)



相馬野馬追イベント開催！

相馬野馬追イベント開催！東京シティ競馬（TCK）では、第10回開催初日の10月4日（日）に、「相馬野馬追（そうまのまおい）甲冑競馬」を実施します。相馬野馬追とは、国の重要無形民俗文化財にも指定されている福島県相馬地方の伝統行事で、400騎あまりの騎馬武者が神輿を擁し市中を進軍する「お行列」、旗差物をなびかせながら風を切って疾走する「甲冑競馬」、御神旗を数百の騎馬武者が奪いあう「神旗争奪戦」、などが行われる馬の祭典です。その中で最大の見どころとも言われる「甲冑競馬」を、大井競馬場の本馬場を使って実施します。発走前には民謡「相馬流れ山」の披露が行われ、ファンファーレの代わりとして螺（かい）の吹奏を実施するなど、野馬追ならではの雰囲気をお楽しみいただけます。

相馬野馬追は、平将門が野馬を敵兵に見立てて行った軍事演習が起源と伝えられています。騎馬武者たちは、美術工芸品のように精巧な甲冑に身を包み、それぞれ異なる色や柄の旗印を背負って出陣します。旗には縁起の良い言葉や強さの象徴となる動物など、さまざまな願いが込められています。風にはためく旗指物の音、甲冑が擦れ合う音、そして力強い馬蹄の響き——。競馬場を駆け抜けるその姿は、まるで戦国時代の騎馬武者が現代によみがえったかのような壮観な光景です。また騎馬武者というと大人の男性を思い浮かべがちですが、相馬野馬追では子どもや女性も武者として参加しています。これまでに5歳の男児や10代の総大将が誕生した例もあり、近年は女性武者の活躍も広がっています。2025年には女性の参加条件であった「未婚・20歳未満」が撤廃され、より多様な参加者によって伝統が受け継がれています。

TCKと相馬野馬追の縁は深く、1977年の初回以降20回以上にわたって野馬追イベントを実施してきました。野馬追に出る馬の多くは元競走馬。かつて大井競馬に所属していた馬が競馬場での甲冑競馬に参加し、里帰り出走となったこともあります。競走馬のセカンドキャリアという面でも、相馬とは深い繋がりがあるのです。

イベントの詳細や出走予定馬については、公式HPで順次お知らせしますのでぜひご覧ください。



※写真は昨年の様子

～3歳ダート三冠競走最終戦～ ジャパンダートクラシック開催！

TCKでは、10月7日（水）に第28回ジャパンダートクラシック（Jpn I）を実施します。3歳ダート三冠競走の最終戦であり、下半期の世代チャンピオン決定戦とも言える大一番。全国から実力馬が集結し、鎬を削ります。

なお、前日6日（火）には牝馬限定重賞・レディスプレリウド（Jpn II）、翌日8日（木）にはスピード自慢が集まる短距離重賞・東京盃（Jpn II）と、3夜連続でダートグレード競走が行われます。いずれも熱戦にご期待ください。



第27回優勝馬 ナルカミ号

（競馬事務局 広報課）

開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
7	8/12～8/17	9,141,764,030円	1,250,773人	1,523,627,340円	208,462人	7,310円	85.2%	88.3%	96.6%

9月の開催予定

トウインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日

大井
浦和
船橋
川崎

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
大井競馬開催					大井競馬開催																		浦和競馬開催					船橋競馬開催	
アフター5スター賞					ゴールドジュニア																								
													東京記念																
川崎競馬開催																													

アフター5スター賞 (SⅢ)

●9月2日(水)
●1,200m



南関東所属のトップホースによって争われる、古馬短距離路線のSⅢ競走。第1回(平成6年)から第8回(平成13年)までは1,800mのコースで施行されていましたが、新スタンド建替えに伴いゴール位置を変更していた第9回(平成14年)が1,790mのコースで、第10回(平成15年)が1,190mのコースで施行され、第11回(平成16年)以降は1,200mのコースが舞台となりました。

東京記念 (SⅡ)

●9月16日(水)
●2,400m



南関東所属のトップホースによって争われる、古馬長距離路線のSⅡ競走。昭和39年に第1回が施行された「東京オリンピック記念」を前身としており、第15回(昭和53年)から現在の名称に改められました。第1回から現在に至るまで変わることなく2,400mのコースで実施されてきた、伝統の長距離重賞です。

ゴールドジュニア (SⅢ)

●9月17日(木)
●1,400m



南関東所属の若駒によって争われる、2歳のSⅢ競走。令和元年までは準重賞の「ゴールドジュニア」として施行されてきました。第1回(令和2年)は1,400mのコースで、第2回(令和3年)から第4回(令和5年)までは1,200mのコースで施行され、第5回(令和6年)からは再び1,400mのコースが舞台となっています。

10月の開催予定

トウインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日

大井
浦和
船橋
川崎

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
																		</												

レディスプレリュード (JpnⅡ)

●10月6日(火)
●1,800m



全国各地からさまざまな世代の実績馬が集う、3歳世代を含めた牝馬路線のダートグレード競走。平成16年に第1回が施行された「TCKディスタフ」を前身としている競走で、第8回(平成23年)から現在の名称に変更されており、第10回(平成25年)からダートグレード競走のJpnⅡとなりました。JBCレディスクラシックの前哨戦としても重要なレースです。

ジャパンダートクラシック (JpnⅠ)

●10月7日(水)
●2,000m



3歳ダート三冠競走の最終関門であり、下半期の世代チャンピオン決定戦とも言える大一番。平成11年に第1回が施行された「ジャパンダートダービー」を前身としている競走で、全日本的なダート競走の体系整備に伴い、第26回(令和6年)から現在の名称に変更され、施行時期も10月上旬となりました。

東京盃 (JpnⅡ)

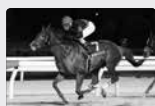
●10月8日(木)
●1,200m



全国各地からスピード自慢が集う、古馬短距離路線のダートグレード競走。第1回が施行されたのは昭和42年で、新スタンド建替えに伴いゴール位置を変更していた第36回(平成14年)、第37回(平成15年)が1,190mのコースで施行されたのを除くと、創設当初から一貫して1,200mのコースを舞台としています。第31回(平成9年)からはダートグレード競走として施行されるようになりました。

マイルグランプリ (SⅡ)

●10月28日(水)
●1,600m



南関東所属のトップホースによって争われる、1マイル=1,600mの古馬SⅡ競走。第1回(平成7年)から第16回(平成22年)までは3月～5月に、第17回の中止を経て施行された第18回(平成23年)から第26回(令和元年)までは10月下旬～11月中旬に、第27回(令和2年)から第29回(令和4年)までは7月下旬～8月上旬に施行されていましたが、第30回(令和5年)以降は10月中旬～11月中旬に改められました。

パソコンからでも、スマホからでも投票できる!

ネットで地方競馬を楽しむなら!

SPAT4

お問い合わせは 03-5762-6000

受付時間は10時～SPAT4最終競走発着時刻20分後です。
※イーター一席(名古屋・横浜・浦和を除く)のみの場合は12時受付開始となります。
※20歳未満の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人のみのみです。法人でのお申し込みはできません。

<https://spat4special.jp>

SPAT4

検索



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部情報政策推進課
- 公益財団法人特別区協議会総務部情報政策推進課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局広報課

- TEL (5210) 9738 ホームページ<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>
- TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>
- TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>
- TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.tokyo-23city.or.jp/>
- TEL (6238) 0613 ホームページ<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
- TEL (3763) 2170 ホームページ<https://www.tokyocitykeiba.com/>